

第6章
高齢者保健福祉事業
の主要施策

1 高齢者福祉サービスの見込み

(1) 施設サービスの見込み

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者が入所できる施設の確保を図ります。平成17年度から町立養護老人ホームは運営業務を委託しており、民営化を検討します。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
措置者数	人数	14	16	18	20
施設整備	施設数(箇所)	1	1	1	1
	定員数(人)	50	50	50	50

高齢者福祉センター

60歳以上の方を対象に、コミュニケーションを深め、健康で楽しい生活を送れるように、入浴や休養、娯楽等の場を提供し生きがいを支援します。

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度
施設数(箇所)	1	1	1	1

(2) 在宅サービスの見込み

除雪サービス

高齢者が冬期間においても在宅で安心して生活が送れるようサービスを継続します。

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度
利用世帯数(世帯)	130	132	134	136

配食サービス

定期的な配食による高齢者の健康保持と安否確認のためサービスを継続します。ボランティアの協力により配達と見守りが実施されていることから、連携をとり実施していきます。

また、「食」の自立の観点からアセスメントを行った上で計画的な提供を行うなど内容について継続して検討します。

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度
利用人数(人)	34	35	36	37
延食数(食)	4,340	4,392	4,444	4,496

緊急通報サービス

高齢者が自宅で安心して生活が送れるようサービスを継続します。

現在、新規利用については貸与による設置となっておりますが、給付されていた既設の機器が老朽化してきていることから、随時交換をしていきます。

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
設置数(世帯)	62	67	72	77

外出支援サービス

福祉有償運送を実施する事業所の必要性並びに実施に伴う安全及び利用者の利便性の確保に関する方策等を「当別町福祉有償運送運営協議会」で協議しており、介護保険サービス対象者や障がい者自立支援の対象者で移送支援の必要な方の通院や社会参加等に対して、移送サービスが実施できるよう支援します。



2 高齢者の健康づくりの推進

(1) 健康づくり活動の推進

保健推進員や食生活改善推進員等の地区のリーダー育成を継続するとともに、自分の体力を知り、家族や仲間と楽しく歩くことや、自分の適正体重と食事量を知り調理を工夫して季節の野菜を楽しめるよう各種料理教室を実施したり、地域の人々が交流し合い、コミュニケーションを楽しむ機会の創出に努めます。

また、高齢者の健康維持増進の啓発促進のため当別町社会福祉協議会が実施する高齢者健康コンクールを支援するとともに、80歳になっても20本の歯を保てるように、8020運動を推進します。

(2) 健康教育、健康相談機会の充実

健康に関する適切な情報を得て、主体的に健康づくりを実践することが重要であることから、高齢者健康講座の実施を推進します。

また、地域の高齢者クラブを中心に、地域会館など身近な場所で相談を受けられるよう健康相談の機会提供を継続すると共に、健康的な生活習慣への改善に向け、行動変容に結びつくように、健康相談・栄養相談の一層の充実を図ります。

(3) がん検診、健康診査の推進

がんの早期発見のため各種がん検診の勧奨に努めると共に、平成20年度の健診制度改正に基づき、生活保護受給者を対象とした健康診査の継続と特定健康診査や後期高齢者健康診査の担当部署との連携を深め、検診の結果必要な方には、保健指導を実施し疾病予防を重視した生活習慣病対策を推進します。

(4) 感染症予防の推進

O157やノロウイルスなど食中毒予防の啓発とエキノコックス症検診を継続します。また、高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を実施し、感染予防・重症化予防に努めます。

3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

(1) ボランティア活動の推進

平成20年度にオープンした「当別町共生型地域福祉ターミナル」内に当別町ボランティアセンターを移転し、町内のボランティア資源に関する情報を一元化する取り組みが始まっています。「共生型地域オープンサロン」においては、高齢者ボランティアが障がいのある方やサロンに集まる子どもたちと触れ合うことにより世代間交流も生まれています。

また、町教育委員会では当別町ボランティアセンターと連携し、授業補助や花壇整備等のボランティアを募集し、地域で学校を支えるという構想のもと「学校支援地域本部事業」という新たな事業を展開しています。

ボランティアを通じ高齢になっても地域の中で役割を持って暮らすことは、生きがいや社会参加、世代間交流といった介護予防につながる効果も期待できることから、今後も当別町ボランティアセンターを核とした町民のボランティア活動を積極的に支援していきます。

(2) シルバー人材センター活動の充実

団塊の世代が60歳に到達し、高齢者の就業環境が一層厳しさを増している中、シルバー人材センターにおける雇用就業機会の確保は、社会の労働力人口の減少を補うだけでなく、高齢者が生きがいを持って暮らしていくための選択肢として大きな役割を果たしています。

シルバー人材センターの活動を町民に周知し、会員の加入拡大、組織体制の充実を図り、高齢者の就業機会の拡大を支援していきます。

(3) 高齢者クラブ活動の充実

地域において高齢者の社会参加や社会奉仕の場となっている高齢者クラブは、町内で現在33クラブが活動しています。平成20年度から、高齢者クラブ連合会が警察機関と連携し、悪徳商法等に関する情報提供やクラブ内での連絡体制をつくるなどの被害防止・早期発見に関する取り組みが始まりました。

今後もこのような高齢者の自発的・自主的な活動を通じた地域づくりを継続できるよう支援していきます。

(4) 交流の機会、生きがいづくりの支援

ふれあいスポーツ大会の開催

スポーツを通じ、高齢者の健康保持と生きがいを高め、身体障がい者の社会参加を促進するため、実行委員会を組織し毎年開催しており、今後も継続して支援していきます。

高齢者大学「ことぶき大学」の開催

高齢者への学習機会の提供と社会参加を進めるため、各種講座・講習の機会を提供していますが、事業内容について「自ら考え、自ら取り組む」ということに主眼を置き、毎年参加者自身が次年度の計画を立てるなど主体性を高める工夫をすることにより、定期的な事業参加による閉じこもり防止や交流の機会が確保される事業として、介護予防的な側面も期待することができます。今後も継続して実施していく中で町教育委員会と福祉課が連携し実施効果の検証等を行っていきます。

当別町健康福祉出前講座の実施

北海道医療大学や社会福祉協議会、NPO法人、町の職員などが講師となり、町内会、女性部、高齢者クラブ等5人以上のグループであれば誰でも身近な地域の会館等で出前講座を受けることができます。

認知症に関する正しい知識や口腔衛生、転倒予防など様々な講座を用意し、介護予防に関する知識の幅広い周知を図っていきます。



4 高齢者の生活環境の整備

(1) 住宅相談体制の充実

高齢者が安心して快適に在宅生活を送ることができるように、地域包括支援センターを中心として住宅改修・改造について情報提供し、関係機関が連携し対応できる相談体制の充実に努めます。

(2) 公共公益施設等のバリアフリー化

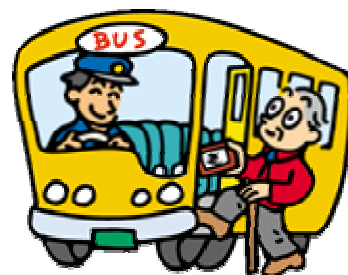
バリアフリー化されていない既存の道路や公園、建築物などの公共施設は随時調査点検を行い必要な補修や改修に努め、今後も新しい施設を建設する場合はバリアフリー化を意識した計画とします。

また公共性の高い民間施設等についてもバリアフリーの啓蒙啓発に努め、高齢者に優しい住みやすいまちづくりを目指します。

(3) 地域公共交通の充実

高齢者の閉じこもりを防止するために、移動手段の確保は重要な課題です。「当別ふれあいバス」は、5年間の実証運行を行い平成23年4月以降の本格運行のため協議会を設立し、バスの低床化や停留所音声案内システムの導入の検討、バスマップの作成等を行っていきます。

また、平成20年度からはスクールバスの一般混乗が始まり、ふれあいバスの路線が届かない地域（交通空白地）への対応が展開されています。



5 地域で支えあう体制づくり

(1) 社会福祉協議会の役割の推進

当別町ボランティアセンターの運営、地域支え合い事業の推進など町民主体の活動を支援する社会福祉協議会は地域福祉の中心的役割を担っています。

65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、「配食サービス事業」や乳酸飲料をお届けし安否確認を行う「愛の訪問サービス事業」等、ひとり暮らしになっても地域で安心して暮らせるような見守り事業のほか、さまざまな福祉ニーズに対応するため、「心配ごと相談」を関係機関と連携しながら実施すると共に、高齢者で判断能力に不安のある方へ生活支援員が生活支援をお手伝いする、「地域福祉権利擁護事業」を実施・推進しています。

また、社会福祉協議会と地域のつなぎ役としての福祉委員は、地域の見守り体制の構築に取り組んでいます。

社会福祉協議会の策定する地域福祉実践計画との相互調整を図り、地域ネットワークづくり等において緊密な連携をとり、協働で施策を展開していきます。

(2) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員は、地域にあって住民の生活状態や福祉ニーズを直接把握できる立場にあり、相談を受け、助言を行うとともに、住民・行政・関係機関のパイプ役として重要な役割を持っています。

虐待サインの発見や災害時要援護者の把握等に関しては、民生委員・児童委員による日頃の訪問活動のような地域の見守りネットワークが大変大きな役割を果たすことから、今後も民生委員・児童委員と行政及び関係機関が緊密な連携を保ちながら、高齢者が地域で安全に安心して暮らせるよう支援します。

(3) 高齢者虐待の防止

平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待に関する通報、迅速かつ適切な保護と支援、市町村長の立ち入り調査等が規定されました。町でも、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待防止ネットワークを構築し、地域ケア会議に虐待専門部会を設けるなど関係機関が個別ケースに対し迅速かつ適正な対応が図れるような体制となっています。

(4) 災害時要援護者への支援

災害時に自力での避難等が困難な高齢者や障がい者に関し、民生児童委員協議会や町内会等が保有する情報を共有できるような仕組みを構築するとともに、要援護者が避難した際の避難生活に対する支援体制等についても包括的・総合的に検討していきます。